

固定資産税（償却資産）の申告について

市税につきまして、平素格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

固定資産税は、土地・家屋のほかに償却資産も課税の対象となります。償却資産の所有者は、地方税法第383条の規定により毎年1月1日（賦課期日）現在、我孫子市内に所在する償却資産について申告していただくことになっていますので、所要事項を記載の上、申告期限までに必ずご提出くださいますようお願いいたします。なお、申告の法定期限は1月31日です。（土曜日、日曜日の場合は翌月曜日）

申告の方 法

償却資産申告書及び種類別明細書を次の方法によりご提出ください。

1. 電子による申告

インターネットを利用して、自宅やオフィスから手続が可能です。詳しくは、eLTAX（エルタックス：地方税ポータルシステム）のホームページをご覧ください。初めて電子申告をされる場合は、諸手続（法務省等で発行する電子証明書の取得、eLTAXホームページからの利用届出、地方公共団体の審査等）が必要です。

- eLTAX ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp>
- eLTAXヘルプデスク 電話番号：0570-081459

*令和8年度に電子申告された事業者には翌年度以降の申告関係書類を送付いたしませんので、必要な場合は課税課家屋係までご連絡ください。

2. 書面による申告

我孫子市役所1階 課税課家屋係窓口（9:00から16:30まで）に直接ご提出いただくか、下記の宛先まで郵送にてご提出ください。

宛先：〒270-1192 我孫子市我孫子1858番地 我孫子市役所 課税課 家屋係

償却資産申告書、増加・減少明細書は、我孫子市ホームページ（<http://www.city.abiko.chiba.jp/>）からもダウンロードできます。掲載場所：[トップページ] > [暮らし・手続き] > [税金] > [固定資産税・都市計画税] > [償却資産への課税]

郵送でのご提出の場合、返信用封筒に切手を貼っていただいた場合のみ申告書の控えをお返しいたします。

償却資産の範囲と種類

1. 申告の必要がある資産

申告していただく償却資産は、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるものをいい、具体的には次のとおりです。

- (1) 固定資産に関する帳簿に記載されているすべての資産
- (2) 簿外資産で事業の用に供しうる資産又は供している資産
- (3) 遊休・未稼働の資産で事業の用に供しうる資産
- (4) 建設仮勘定で経理中の資産であっても、その一部又は全部が賦課期日までに完成し事業の用に供しているもの
- (5) 資産の所有者が他の者に貸し付けて事業の用に供しているもの（但し、所有権留保付賃販売の資産については、原則として買主の資産となります。）
- (6) 建物の附属設備〔賃借人が賃借建物に施した附属設備（簡易間仕切・店舗造作等）〕

*地方税法の一部を改正する法律により、「地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）」が

導入されています。詳細は我孫子市ホームページをご覧ください。右記QRコードからご覧いただけます。

「QRコード」は(株)デンソーウェーブの登録商標です。



2. 申告の必要がない資産

- (1) 自動車税・軽自動車税の対象となる自動車・軽自動車・原動機付自転車・小型特殊自動車等
- (2) 無形減価償却資産（漁業権・特許権・営業権・パソコンのソフトウェア等）
- (3) 耐用年数が1年未満又は取得価格10万円未満の償却資産で、税務計算上一時に損金（必要な経費）に算入されたもの
- (4) 取得価格20万円未満の償却資産を一括して、3年間で損金（必要な経費）に算入「一括償却」の対象とされたもの
ただし、(3)・(4)でも固定資産として計上しているものは申告の対象となります。

償却資産の種類と主な内容

種類	主な内容
第1種 構築物	舗装路面、広告塔、独立煙突、門、塀、庭園、その他土地に定着する土木設備等（建物附属設備のうち固定資産税において家屋として取り扱われないものを含む）
第2種 機械及び装置	工作機械、木工機械、印刷機械、土木建設機械、食品製造加工設備等
第3種 船舶	貨物船、油槽船、ボート、漁船、遊覧船等
第4種 航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
第5種 車両および運搬具	自動車税・軽自動車税の対象外の大型特殊自動車（フォークリフト・ブルドーザー等）
第6種 工具・器具及び備品	ロッカー、応接セット、テレビ、ルームエアコン（壁掛型）、冷蔵庫、複写機、パソコン、FAX、陳列ケース、自動販売機、電話機、看板、ネオンサイン、金庫、レジスター、工具、医療機器等

記載例

償却資産申告書

受付印		① 令和 8 年 1月 6 日 我孫子市長 あて	令和 8 年度 傷却資産申告書(償却資産課税台帳)										※ 所有者コード 整理番号		
													12345678	0-00001	
所 有 者 者	(ふりがな) 1 住 所 <small>又は納税通知書送付先</small>	〒 270-1192 あびこしあびこ 我孫子市我孫子 12345 (電話 047-1234-5678)	(3)個人番号又は 法人番号 (4)事業種目 (資本等の金額)			小売業 (100 百万円)	8 短縮耐用年数の承認 9 増加償却の届出 10 非課税該当資産 11 課税標準の特例 12 特別償却又は圧縮記帳 13 税務会計上の償却方法 14 青色申告			有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 定率法・定額法 有・無					
	(ふりがな) 2 氏 名 <small>法人にあってはその名称及び代表者の氏名</small>	あびこかぶしきかいしゃ 我孫子株式会社 代表取締役 我孫子 一郎 (屋号)	(5)事業開始年月 (平成) 24 年 8 月 (6)この申告に応答する者の係及び氏名 (電話 047-1234-6789) (7)税理士等の氏名 (電話 03-1234-5678)												
資産の種類		取 得 価 額				前年前に取得したもの(イ) 十億 百万 千 円 1 構築物 10,100,521		前年中に減少したもの(ロ) 十億 百万 千 円 2 機械及び装置 3,368,441		前年中に取得したもの(ハ) 十億 百万 千 円 4 航空機 13 5 車両及び機械 6 工具、器具及び備品 7 合計 13,588,530		計(イ)-(ロ)+(ハ)= (ス) 253,200 10,353,721	15 市(区)町村内に おける事業所等 資産の所在地 16 借用資産 (有無) 17 事業所用家屋の所有区分 18 備考(添付書類等)	① 我孫子市 我孫子 123 ② 我孫子市 我孫子 567 ③ 我孫子市 貸主の名称等 我孫子リース(株) 我孫子 1-1-1 自己所有 借家 12 1. 全資産申告(新規・電算)・増減申告 2. 昨年中の申告資産に増減なし 3. 該当資産なし → (必ず、4事業種目を記入して下さい) 4. 廃業・解散・転出等 (令和 年 月 日)	
						資産の種類 1 構築物 2 機械及び装置 3 船舶 4 航空機 5 車両及び機械 6 工具、器具及び備品 7 合計		評価額(ヘ) 十億 百万 千 円	決定価格(ト) 十億 百万 千 円	課税標準額(フ) 十億 百万 千 円					
						この欄は記載不要です。 ただし、電算処理により全資産申告を行なう事業所は記載してください。									

第26号様式記載要領 「個人番号又は法人番号」欄には、所有者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号)の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第5項に規定する個人番号をい。又は法人番号(番号法第2条第15項に規定する法人番号をい。)を記載すること。「個人番号又は法人番号」欄に個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。

項目	記載要項
① 日付	申告書を提出する日付を記載してください。
② 1 住所・2氏名	申告書郵送のために宛名を印字しておりますが、住所・氏名に変更や誤りがある場合は正しいものを記載してください。 個人の場合は氏名を法人の場合は名称と代表者の氏名を記載してください。 また、屋号があれば記載してください。
③ 3 個人番号又は法人番号	個人番号(12桁)又は法人番号(13桁)を右詰めで記載してください。
④ 4 事業種目	事業種目を具体的に記載してください。法人にあっては資本金又は出資金等の金額を記載してください。
⑤ 5 事業開始年月	我孫子市内で事業を開始した年月を記載してください。
⑥ 6 この申告に応答するものの係及び氏名	この申告書の内容について応答できる方の係名、氏名及び電話番号を記載してください。
⑦ 7 税理士等の氏名	経理を委託している税理士等の氏名及び電話番号を記載してください。
⑧ 8~14	8短縮耐用年数の承認～14青色申告の各項目の有無等を○でかこんでください。
⑨ 15 市内における事業所等資産の所在地	我孫子市内に所在する事業所、事務所、支店等の住所及び名称を記載してください。
⑩ 16 借用資産	リース資産の有無を○でかこんでください。また、リース会社等の名称等を記載してください。
⑪ 17 事業所用家屋の所有区分	該当する所有区分を○でかこんでください。
⑫ 18 備考	該当する番号を○でかこんでください。その他、特記事項があれば記載してください。 初めて申告される方は(イ)、(ロ)欄の記載は不要です。 (イ)欄には令和7年1月1日以前までに取得した資産の取得価額を種類別に記載しています。 (ロ)欄には令和7年1月1日現在に所有していた資産のうち、令和7年1月2日から令和8年1月1日までに減少した資産の取得価額を種類別に合計して記載してください。 (ハ)の欄には、令和7年1月2日から令和8年1月1日までに取得した資産の取得価額を種類別に合計して記載してください。ただし、令和7年1月1日以前に取得した資産で本年度に初めて申告する資産がある場合についても(ハ)の欄に記載してください。
⑬ 取得価額	

種類別明細書（減少資産用）

※申告済み資産のうち、令和7年中に売却・滅失又は他へ移動した資産について記載してください。

第二十六号様式別表二

種類別明細書（減少資産用）

① 令和 8 年度

② 所有者コード		⑦ ⑧			⑩		③ 所有者名		1枚のうち	
12345678							我孫子株式会社		1枚目	
行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月	取得価額	耐用年数	申告年度	減少事由及び区分	摘要要
				年号	年	月			1 売却 2 滅失 3 移動 4 その他 1 全部 2 一部	
01	2	31	計測装置	14	4 2	452,511	15		1 2 3 4 1 2	
02	6	88	パソコン	14	15 5	52,602	4		1 2 3 4 1 2	
合計						505,113			記載不要	

項目	記載要項
① 年度	申告年度を記載してください。
② 所有者コード	償却資産申告書に表示されている場合はその所有者コードを記載してください。
③ 所有者名	償却資産所有者の氏名又は名称を記載してください。
④ 資産の種類	償却資産種類別明細書に表示されている資産のうち、減少した資産の種類番号を記載してください。
⑤ 資産コード	償却資産種類別明細書に表示されている資産のうち、減少した資産の資産番号を記載してください。
⑥ 資産の名称等	償却資産種類別明細書に表示されている資産のうち、減少した資産の名称を記載してください。
⑦ 数量	減少した資産の数量を記載してください。
⑧ 取得年月	償却資産種類別明細書に表示されている資産のうち、減少した資産の取得年月を記載してください。（年号2：大正、3：昭和、4：平成5：令和）
⑨ 取得価額	全部減少した資産については、償却資産種類別明細書に表示されている資産のうち、減少した資産の取得価額を記載してください。一部減少又は申告誤り等による減少資産については、減少分の取得価額を記載してください。
⑩ 耐用年数	償却資産種類別明細書に表示されている資産のうち、減少した資産の耐用年数を記載してください。
⑪ 減少の事由及び区分	該当する番号をそれぞれ○でかこんでください。
⑫ 摘要	一部減少資産については、減少後の数量及び取得価額を記載してください。その他、特記事項があれば記載してください。

種類別明細書（増加資産・全資産用）

※令和7年中に増加した資産について記載してください。

※本年度初めて申告される場合は全資産を記載してください。

第二十六号様式別表一

種類別明細書（増加資産・全資産用）

① 令和 8 年度

② 所有者コード		⑥ ⑦			⑨		③ 所有者名		1枚のうち	
12345678							我孫子株式会社		1枚目	
行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月	取得価額	耐用年数	減価償却率	課税標準額	增加事由
				年号	年	月		率	コード	
01	1		看板工事	15	7 5	253,200	10		この欄は記載不要です。ただし、電算処理により全資産申告を行う事業所は記載してください。	1 2 3 4
02	6		レジスター	15	7 6	225,758	5			1 2 3 4
合計						478,958				1 2 3 4
記載不要										

注意）「増加事由」の欄は、1新品取得、2中古品取得、3移動による受入れ、4その他 のいずれかに印を付けてください。

項目	記載要項
① 年度	申告年度を記載してください。
② 所有者コード	償却資産申告書に表示されている場合はその所有者コードを記載してください。
③ 所有者名	償却資産所有者の氏名又は名称を記載してください。
④ 資産の種類	資産の種類に対応する1~6の数字を記載してください。 (1:構築物、2:機械及び装置、3:船舶、4:航空機、5:車両および運搬具、6:工具、器具及び備品)
⑤ 資産の名称等	20文字以内で記載してください。「カタカナ」「ひらがな」「漢字」「アルファベット」「算用数字」のいずれも使用できます。
⑥ 数量	資産の数量を記載してください。
⑦ 取得年月	資産を取得（購入・製作）した年月を記載してください。（年号 2：大正、3：昭和、4：平成 5：令和）
⑧ 取得価額	償却資産を取得するために通常支出すべき金額（荷役費、引取運賃、据付費等の付帯費等を含む）を記載してください。また、圧縮記帳については圧縮額を含めた実際の取得価額を記載してください。
⑨ 耐用年数	減価償却資産の耐用年数等に関する省令（財務省令）別表1、第2、第5、第6に掲げる耐用年数を記載してください。なお、中古資産について見直し耐用年数を使用している場合及び、国税局長の承認を得て短縮耐用年数を使用している場合はその耐用年数を記載してください。
⑩ 増加事由	該当する番号をそれぞれ○でかこんでください。（1:新品取得、2:中古品取得、3:移動による受入れ、4:その他）
⑪ 摘要	課税標準の特例の適用を受ける資産については、「特例資産」と記載してください。短縮耐用年数、増加償却を行っている資産はその旨の表示をしてください。その他、特記事項があれば記載してください。

マイナンバー（個人番号・法人番号）について

1. マイナンバー（個人番号・法人番号）の記載について

個人の方は12桁の個人番号を、法人にあっては13桁の法人番号を、償却資産申告書の所定欄に右詰めで記載してください。

2. 本人確認資料の添付について

個人番号を記載した申告書をご提出いただく場合、マイナンバー法に定める本人確認（番号確認、身元確認及び代理権確認）を実施いたします。電子申告（eLTAX）での申告の場合は、電子証明書等により本人確認を実施するため、本人確認資料の添付は不要です。

また、法人番号を記載した申告書をご提出いただく場合は、本人確認資料の添付は不要です。

※郵送での提出の場合の申告書控えについては、個人番号記載欄をマスキングした上、その写しを返送いたします。（個人番号記載の申告書控えのみ）ご了承ください。

提出書類について

1. 初めて申告される方

対象者	①令和7年中に我孫子市内に新たに事業所を開設された方 ②今回初めて償却資産申告書が送付されてきた方
対象となる資産	令和8年1月1日現在、我孫子市内に所有している全資産
提出する申告用紙	①償却資産申告書 ②種類別明細書（増加資産・全資産用）
その他	該当する資産が無い場合でも備考欄の「3.該当資産なし」を選択の上、申告してください。

2. 前年度（令和7年度）までに申告された方

対象者	前年度（令和7年度）までに申告をされた方
対象となる資産	令和7年1月2日から令和8年1月1日までの間に増加及び減少した資産
提出する申告用紙	①償却資産申告書 ②種類別明細書（増加資産・全資産用） ③種類別明細書（減少資産用）
その他	増減の無い場合でも償却資産申告書の備考欄の「2.昨年中の申告資産に増減なし」を選択の上、申告してください。

3. 廃業・解散・移転された方

廃業・解散・転出・移転の場合でも、償却資産申告書の備考欄の「4.廃業・解散・転出等」を選択し、その事由が発生した年月日を記載の上、申告してください。

申告をされない方、または虚偽の申告をされた方

正当な理由がなく申告されない場合は、地方税法第386条の規定により過料を科せられることがあるほか同法第368条の規定により不足税額に加えて延滞金を徴収する所以ありますので、必ず申告してください。なお、必要に応じて同法第353条に基づき償却資産に関する調査を行い、同法第354条の2に基づき所得税若しくは法人税に関する書類を閲覧する場合があります。

また、虚偽の申告をされますと、同法第385条の規定により罰金等を科せられる場合があります。